

広島県告示第八百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、広島県西部建設事務所及び島根県土木部道路維持課において、平成二十一年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類及び路線名

県道甲田作木線

二 区間

広島県安芸高田市高宮町川根字火ノ山一九六三番一地先から

島根県邑智郡邑南町上田三五九〇番一地先まで

三 他の道路管理者

島根県

四 協定の主な内容

1 管理区分

2 管理費用の負担

3 占用の許可等

4 標識等の設置

5 疑義の解決

6 効力の発生日